

Business News

第286号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、2020年10月1日に施行された改正建設業法による「経營業務の管理責任者の要件」の緩和について、SATO行政書士法人に寄稿いただきました。

建設業における経營業務の管理責任者の要件緩和

災害時に「地域の守り手」となる建設業者が今後も活躍し続けることができる事業環境を確保するため、建設業法が改正されました（2020年10月1日施行、建設業法及び入契法の一部を改正する法律）。建設業の許可における経營業務の管理責任者の要件について、改正内容をご案内いたします。経營業務の管理責任者等が退職し後任が不在となると許可の取消となるため、ご注意ください。

＜経營業務の管理責任者＞（建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者）

国土交通省令で定める基準により、以下1. 及び2. の要件を満たすものとされています。経営能力について、建設業の種類ごとの区分は廃止され、建設業の経験として統一されました。

1. 適正な経営能力を有するものとして、以下（1）・（2）のいずれかの体制を有するものであること。

- （1）常勤役員（取締役）のうち1人が、建設業に関し以下（a1）～（a3）のいずれかの経験を有すること。
- （a1）5年以上の経營業務の管理責任者としての経験
 - （a2）経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として5年以上経營業務を管理した経験
 - （a3）経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験
- （2）常勤役員（取締役）のうち1人が以下（b1）・（b2）のいずれかに該当し、かつ、「常勤役員を直接に補佐する者」として、以下（c1）～（c3）に該当する者をそれぞれ置くこと。
- （b1）建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者
 - （b2）建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者
 - （c1）許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の「財務管理」の経験を有する者
 - （c2）許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の「労務管理」の経験を有する者
 - （c3）許可申請等を行う建設業者等において、5年以上の「運營業務」の経験を有する者

少しわかりにくいですが、1.（2）の場合、例えば、建設業の取締役や個人事業主としての経験が2年間しか無くても、3年間は他業種（例：飲食店、運送会社など）で取締役を経験していたり〔（b2）に該当〕、建設業の取締役に次ぐ地位（例：執行役員、支店長など）に就いていた経験があれば〔（b1）に該当〕、（c1）～（c3）を満たす補佐する者を置くことで許可が取れるということになります。また、（c1）～（c3）は1人が複数の経験を兼ねることができます。

2. 適切な社会保険に加入していること

必要な証明書類等は、管轄の各都道府県庁、地方整備局等の建設窓口へお問合せ下さい。

最新情報・詳細は国土交通省HPをご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1.6_bt_000082.html

（SATO行政書士法人）

三井住友海上経営サポートセンターでは、2020年12月16日に建設業向けWeb経営セミナー「建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用した生産性向上と働き方改革」を開催いたします。詳細・お申込は、三井住友海上オフィシャルサイト「セミナー情報」をご覧ください。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様にご有益な情報を提供しています。

N286